

# 『リボーンダイビングクラブ (ReBorn Diving Club) 会員規約』

令和4年12月1日規約 第1号

令和7年1月1日規約 第2号

## 第1条(名称並びに拠点)

当クラブの名称は「リボーンダイビングクラブ (ReBorn Diving Club)」(以下、当クラブと表記)とし、拠点を、愛知県名古屋市天白区平針1丁目1417に置きます。

## 第2条(趣旨・目的)

当クラブは、潜水指導団体が掲げる安全潜水の本旨に基づいて、主として生涯に亘り活動を目指すダイバーのためのオリエンテーションダイブを手段とし、そのスキューバダイビング活動を通じて、健全なコミュニティの確保を図るとともに、民主的にして永続的な生涯スポーツの確立を目的としています。

尚、当クラブの会員は、すべてこの規約を承諾したものとみなします。

## 第3条(会員)

本規約を承認の上、所定の手続きを完了した後に会員とします。

但し、当クラブの判断により、入会を認めない場合があります。

1. 会員は下記の条件をすべて満たすものとします。
  - a. 原則として、リボーンダイバーズのダイビングレッスン講座受講者であること。
  - b. ダイバーメディカル参加者チェックシートが、不備なく提出されていること。
  - c. 有効期限内のエマージェンシーファーストレスポonderであること、または、名古屋市消防局長が認定した応急手当普及員による普通救命講習を修了し、かつ、1年以上のブランクがないこと。
  - d. 入会の際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、虚偽の申告がないこと。
  - e. 潜水の経歴や趣向は問いませんが、器材、体調等を含む自己管理が具現可能であること。
  - f. 公序良俗に反せず、公共の福祉に適合するよう、潜水地域の特性に応じた対応ができること。
  - g. 個人で楽しむ以外の目的で、会員の地位や権利の濫用をしないこと。
  - h. 普通自動車免許(AT限定可)保有者であること。
2. 会員は、ツアー参加毎に、安全潜水実施了解声明書を提出するものとします。
3. 会員は、潜水キャリアに過度なブランクが発生しないよう、定期的な経験とアップデートを心掛けるものとします。
4. 会員は、住所、電話番号、その他の登録情報に変更が生じた場合には、遅滞なく所定の変更手続きを行うものとします。

#### 第4条(入会金・年会費)

入会金、並びに年会費については無料とします。

#### 第5条(運営)

1. 自主的で、民主的な運営を根本とし、日帰りでも催行可能なロケーションでの潜水を念頭に置くものとします。
2. 最少催行人員を3名以上とします。
3. 潜水計画は、参加者全員の同意をもって成立するものとします。但し、全員の意見が一致しない場合は、参加者の過半数をもって決定するものとします。
4. リーダー・ガイド・ドライバーの役割分担を決し、参加者全員が、ガイド・ドライバーの役割を順次果たすことで当クラブの運営を支えることとします。
5. ダイビングサービスをはじめとするすべての関連組織に対しても、準備段階から良好なコミュニティを構築していくことを義務とします。
6. リーダーについては、所属潜水指導団体のティーチングステータスを有するインストラクターが担当し、潜水開始前に、参加者全員の安全潜水実施了解声明書を確認し、善良な管理者の注意をもって一切を監理するものとします。
7. ツアー費用は、参加者全員で清算することとし、所定の運営協力費を納付するものとします。
8. 運営協力費は、ガイド担当者へ 3,000 円、運転担当者へ 3,000 円を支払うものとします。但し、その一部を担当した場合は、免除するものとします。
9. ツアー、イベント等の開催後は、方法を問わず速やかに記録簿を作成し、可能であれば、一般の閲覧に供するものとします。
10. ダイビングの最新情報については、積極的な意見交換をすることを努力義務とします。
11. 第5条(運営)について、円滑な運営のために、その都度、細則を設定することができるものとします。

#### 第6条(補償)

1. ツアー・イベント等開催中の事故・傷病への補償については、リーダーはインストラクター賠償保険に加入し、会員は必要に応じ、ダイバーズ保険に任意加入するものとします。
2. ツアー・イベント等開催中に傷病が発生し、会員相互にて応急手当を試みることで生じた場合、その方法、経過等について、異議を唱えないものとします。

#### 第7条(本規約の追加・変更)

本規約の追加・変更は、当クラブにおいて、可能な範囲での合議制による協議を行い、会員にその都度、追加・変更事項を通知するものとします。

## 第8条(退会)

1. 会員からの意思表示による途中退会ができるものとします。
2. 会員が規約及び細則に反する行為を行った場合、あるいは当クラブに対して著しく損害を与えると当クラブが判断した場合、会員の資格を一時停止、又は撤回できるものとします。

## 第9条(個人情報)

会員の個人情報については、リボーンダイバーズの個人情報保護方針を準用し、適切に扱うものとします。但し、ツアー、イベント等で撮影された写真・動画は、クラブの関連サイトで取り扱われる場合があります。個人情報の取り扱いについて <http://reborn.nagoya/notation>

## 第10条(サービスの中断)

天災、火災、停電、社会情勢の変化等の不可抗力な理由により、一時サービスの提供が中断される場合があります。その場合速やかに復旧に努めますが、それによって発生する損害に対して、当クラブは一切責任を負いません。

## 第11条(合意管轄)

本規約及び細則に関連して、当クラブと会員間で万が一紛争が生じ、話し合いによって互譲等による解決がなされない場合には、名古屋地方裁判所、若しくは名古屋簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## 第12条(解散)

当クラブにその活動を継続しがたい事情が生じた時は解散します。

## 第13条(附則)

本規約は令和5年1月1日より施行します。

附則(令和6年12月28日)

この規約の変更は、令和7年1月1日から施行します。